

感染拡大予防におけるガイドライン

令和2年6月8日 実施

新型コロナウイルス感染症拡大を受け利用を中止してきましたが、このたび「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」（令和2年5月28日改定版改訂：山梨県）に基づき、6月8日より利用再開を行うため、下記のとおり作成したものである。

なお、本ガイドラインは、今後新たな情報や知見が得られた場合や地域の感染状況等によって、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

1. 基本的な感染拡大予防策

(1) 利用者への注意喚起と要請

- ① 発熱や軽度であっても咳、のどの痛みなどがある人の利用は自粛する。
- ② 利用者には、マスクの着用をお願いする。
- ③ 感染発生時において利用を特定するため、名簿への記入をお願いする。

2. 蜜を作らない利用の要請

(1) 換気設備の設置等（「密」の回避）

- ① 開館時は常時、窓を開放し換気設備を作動すること。なお、雨天時は館内に雨が入らない程度の開放とする。会議室の利用者に対しても周知すること。
- ② 利用者による密集を避けるため、利用人数は、原則として各会議室等の収容人数の半分以下とする。
- ③ 複数の会議室等でイベント、会議等がある場合は、開始時間、終了時間をずらし、密集が生じないようにする。
- ④ 近距離での会話や発声を避け、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。

- ⑤ 会議室利用時は密接をさけるため、座席等の間隔はできるだけ2m程度の距離を保つこと。

3. 体調確認の徹底

(1) 体調のチェック

- ① 職員は出勤前に検温・体調確認を行うとともに、業務開始前にも再度確認を行う。
- ② 総合福祉センター利用者に対しても、発熱、風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合は入館しないよう呼びかけるとともに、入館時に体調確認を行う。

4. 飛沫、接触感染防止対策

- ① 職員はマスクを必ず着用するとともに、入館者に対してもマスクの着用を周知する。
- ② 受付カウンターなどで対面となる場合、透明ビニール等で遮へいする。
- ③ 職員は定期的に、利用者は入館時に、手指の消毒を実施する。(入口に消毒液を設置)
- ④ 不特定多数の人が接触する場所(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等)は定期的に消毒を行うこと。
- ⑤ 備品の貸出物について、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸出しを行わない。
- ⑥ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛る。
- ⑦ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ⑧ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石けんと流水で手洗いを行う。
- ⑨ 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は、定期的に消毒を行うこと。

- ⑩ 蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。
- ⑪ 手を拭くための共通のタオルは禁止(ペーパータオルは可)する。

5. ホール、休憩スペースのリスク軽減

- ① 一度に利用する人数を減らし、人と人との距離を保つ。
- ② 対面での会話を避ける。
- ③ 共有する物品は定期的に消毒する。

6. チェックリストの作成・確認

- ① 各項目についてチェックリストを作成し、該当チェックリストによる確認を行う。